

災害時における施設等の利用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 本協定により開設する施設（以下「避難所」という。）では、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、その他災害に際して配慮が必要な者のうち、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者を対象とする。

（家族等の支援者）

第3条 避難所においては、前条に規定する者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の支援者を受け入れるものとする。

（使用範囲）

第4条 甲が、避難所として利用できる範囲は以下の施設の空室とする。

名称	所在地
瑞江第一ホテル	江戸川区瑞江二丁目6番16号
ホテルイルフィオーレ葛西	江戸川区東葛西六丁目5番8号
パールホテル葛西	江戸川区東葛西六丁目1番7号
変なホテル東京西葛西	江戸川区西葛西五丁目4番7号
くれたけイン東京船堀	江戸川区船堀一丁目7番19号

（避難所の開設及び管理運営）

第5条 甲は災害時、避難所を開設する必要が生じた場合、乙に対して避難所の開設及び管理運営を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、避難所の開設の可否を遅滞なく甲に回答するものとする。

4 乙は、前項の承諾をした場合は、前条に規定する施設に避難所を開設し、管理運営を行うものとする。

5 乙は、前項の管理運営において、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）第2条及び第3条に規定する者の日常生活上の支援及び相談

（2）避難所の管理運営のために必要な当直者の配置

（3）第2条及び第3条に規定する者の状況の急変等に対応できる体制の確保

(4) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

6 甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

7 乙は、避難所の管理運営に係る事故等の責任は負わないものとする。

(ボランティアの派遣要請)

第6条 乙は、第2条に規定する者の生活に必要な援助を行うために必要があると認めるときは、甲に対して、ボランティアの派遣を要請できるものとする。

(利用対象者の避難手段)

第7条 第2条に規定する者の避難手段は、原則として家族等の支援者が行うものとする。ただし、支援者による移送が困難であると判断した場合は、甲が移送支援を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請するものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を別施設へ誘導した場合など、避難所の利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、避難所を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第11条 避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって乙の施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 甲が負担する管理運営に係る費用については、次の範囲とする。

(1) 第2条及び第3条に規定する者の宿泊費用(食事、入浴等の提供料金を含む。)

(2) 避難所の管理運営に係る光熱費等

(3) その他の業務で、甲が必要と認めるもの

(請求及び支払)

第12条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから1か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

(情報の不開示)

第13条 甲は、本協定で知り得た避難所の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(意見交換会)

第14条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換会を開催し、必要がある見直しを行うものとする。

(損害補償)

第 15 条 避難所の開設及び管理運営業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 41 年 6 月 7 日江戸川区条例第 10 号)によるものとする。

(有効期間)

第 16 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 17 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 9 月 30 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区瑞江二丁目 6 番 16 号
株式会社 ユリ・エンタープライズ
代表取締役 由利 享史

乙 大阪府大阪市浪速区難波中一丁目 15 番 15 号
株式会社ホテルアンドアソシエイツ
代表取締役 清水 雄一郎

乙 東京都墨田区両国二丁目 17 番 3 号両国高橋ビル 2 F
ユアサ・フナシヨク株式会社ホテル事業本部
本部長 大山 修一

乙 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号
H.I.S.ホテルホールディングス株式会社
代表取締役 岩間 雄二

乙 静岡県浜松市中区東伊場一丁目 1 番 26 号
株式会社 KTS 東京オペレーション
代表取締役 山下 智司